

つくば市公共下水道事業経営戦略

平成29年2月

茨城県つくば市

目 次

1 背景と目的	1
2 つくば市の現状と今後の人口推移	1
3 下水道事業の概要	2
4 経営の基本方針	7
5 整備（新規及び更新を含む）計画	7
6 効率化・経営健全化の取組み	10
① 組織及び人材に関する事項	10
② 下水道整備に関する事項	10
③ 使用料，その他の収入に関する事項	10
④ 下水道の啓蒙活動等に関する事項	10
⑤ 公営企業の経営に関する事項	15
⑥ 経費削減に関する事項	16
⑦ 情報公開に関する事項	16
⑧ その他重点事項	16
7 投資・財政計画	17
公共下水道事業（様式第二号）	18
特定環境保全公共下水道事業（様式第二号）	20

1 背景と目的

(1)背景

公営企業の 1 つとして経営される下水道事業においては、保有する管きょやポンプ施設等資産の老朽化に伴う更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化が課題となっている。

このような中、下水道は市民生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たし、将来にわたり安定した事業継続が可能となるように、総務省では、「経営戦略」の策定を通じた経営基盤強化等の経営健全化に向けた取り組みによる経営改革を進めることを求める（平成 31 年度までに）一方で、一般会計繰入金の項目の一部および地方交付税の一部（高資本費対策費）については、平成 28 年度までの戦略策定を措置の要件（旧荃崎町分の措置可能期間が平成 36 年度まで）としたため、下水道経営健全化への取組の具体性や収支改善の実現性等について検証を行い、実効性を重視した「経営戦略」を策定する必要性が生じた。

(2)目的

本市では、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全会を図り、安全で快適な市民生活を確保するため、市街化区域及びその周辺区域を対象とした公共下水道事業、それ以外の区域を対象とした特定環境保全公共下水道事業の 2 本立ての事業を行っている。

しかしながら、下水道の行方を見定めると、今後は少子高齢化や節水機器の普及等により生じる料金収入の減少、さらには将来の下水道施設の更新改築経費の増加が懸念されるなど、事業を取り巻く経営環境は、大きな局面を迎えている。

これらの現況を踏まえ、今回策定する「経営戦略」は経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めるため、「投資」と「財政」の両面から、今後の経営の方向性を明らかにし、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることを目的とする。

なお、本計画の計画期間は平成 29 年度～平成 38 年度とし、投資財政計画（収支計画）に対しての毎年進捗管理を行い、3 年～5 年を目途に見直しを行うこととする。

2 つくば市の現状と今後の人口推移

本市の総人口は、1987（昭和 62）年のつくば市誕生以降、増加を続け、2015（平成 27）年 10 月 1 日現在、226,963 人（平成 27 年国勢調査）となっている。これは、1963（昭和 38）年 9 月に閣議了解された筑波研究学園都市の建設や、2005（平成 17）年 8 月に開業したつくばエクスプレスの沿線開発等の影響によるものと考えられる。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、総人口そのものは 2035（平成 47）年まで増加基調にあるが、2030（平成 42）年には生産年齢が減少を始め、その後急速に少子高齢化社会へと進行すると推計されている。また、「つくば市未来構想」（平成 27 年 3 月）でも、将来人口は、今後 2035（平成 47）年まで増加した後、緩やかに減少に転じ

て、事業を担った日本住宅公団（現、都市再生機構）が整備した研究学園地区・周辺開発地区（以下、「学園都市エリア」とする）と、それ以外の集落周辺をそれぞれ属する旧 6 か町村（筑波・大穂・豊里・谷田部・桜・荃崎）が整備した地区がある。

学園都市エリアの下水道施設については、筑波研究学園都市建設の主幹であった「筑波研究学園都市建設法」に基づき、他の多数の施設とともに整備され、1976 年（昭和 51 年）7 月に一部が供用開始された後、昭和 55 年 8 月までに全地区が供用開始された（受益者負担金は賦課せず）。

なお、この地区の維持管理業務は、当時の 6 か町村によって設立された一部事務組合である「筑南地方広域行政事務組合」が担い、下水道使用料の賦課徴収や本管への接続指導等（取出し、宅内排水設備確認許認可等）を行ったが、これらの施設と 6 か町村同時に流域施設として茨城県が所有していた市域内の管きょやポンプ施設は、（施設の建設がほぼ終了した）平成 7 年に筑南地方広域行政事務組合に移管され、その後旧つくば市が引き継いだ。

周辺地区の整備は、町村により異なるが、概ね 1975 年（昭和 50 年）頃から進められ、1980 年（昭和 55 年）11 月以降、順次供用開始され、下水道の利用が可能となった。

2017 年現在、「つくば市公共下水道」（旧市町村の公共エリアと研究学園都市公共下水道エリア）と「つくば市特定環境保全公共下水道」（旧市町村の特定環境保全公共下水道エリア）の 2 事業に統合、運営されている。つくば市域の下水道事業の系譜を表 3-1 に示す。

表 3-1 つくば市の下水道事業の系譜

下水道事業	事業	建設開始	供用開始		S62.11	S63.1	H14.11
筑波町	公共	S55.3.1	S62.4.1	筑波町公共下水道	つくば市下水道		(公共) (特環)
大穂町	公共	S53.2.5	S62.8.21	大穂町公共下水道			
豊里町	公共	S54.6.1	S55.11.1	豊里町公共下水道			
谷田部町	公共	S57.2.26	S59.10.1	谷田部町公共下水道			
桜村*	公共	S56.1.9	H1.4.1	桜村公共下水道			
	特環	S52.6.30	S61.6.1				
荃崎町	公共	S56.12.26	S60.6.20	荃崎町公共下水道			
	特環	H8.2.14	H8.3.29				
研究学園都市	公共	S48.2.23	S51.7.24	研究学園都市公共下水道			

*桜村は、研究学園都市公共下水道の管きょに接続し整備した特環事業地区が先に供用開始した。（公共分供用開始は合併後）

一方、下水道の管理運営（料金徴収や維持管理）は、学園都市エリアは筑南地方広域行政事務組合、周辺地区はそれぞれの町村で開始され、1988 年（昭和 63 年）に筑波・大穂・豊里・谷田部・桜が合併して旧つくば市（除く荃崎。以下、旧市）が誕生すると、周辺地区は旧市に引き継がれ「つくば市公共下水道」に統合された結果、旧市内では、旧市が管理運営する「つくば市公共下水道」、筑南地方広域行政事務組合が管理運営する「研究学園都市公

共下水道」と、事業主体の異なる2つの下水道事業が混在する状況となり、荃崎町が編入合併し、事務組合が解散する2002年（平成14年）まで15年間続いた。

なお、事業主体混在の余波は、現在においても資本の面で資産把握が複雑である上に、維持管理面では、場所による維持管理区分の相違等として課題を残す結果となっており、企業会計移行の障壁となることが懸念される。

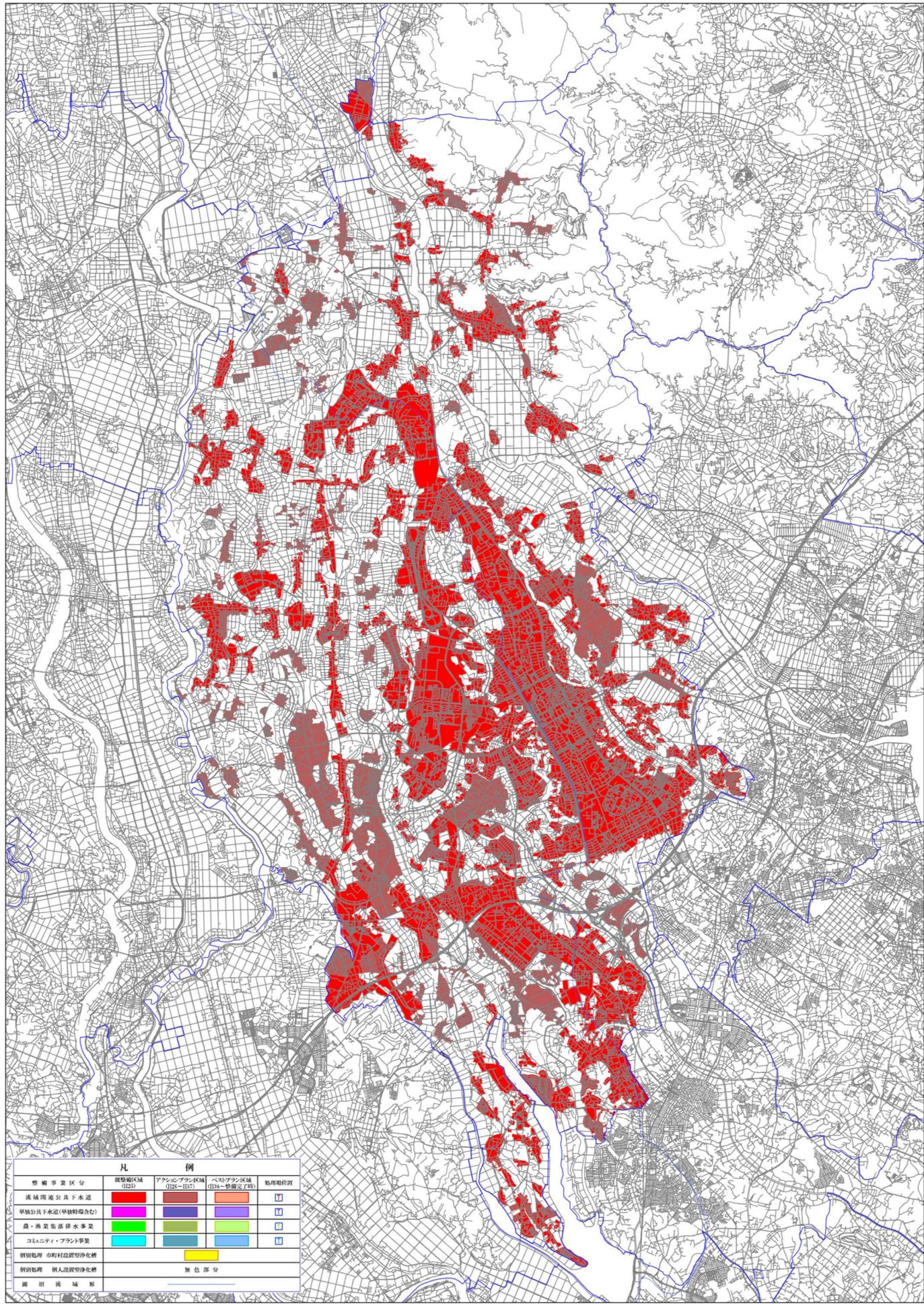
以上、つくば市の下水道事業の経緯を述べたが、これらの経過により平成27年度末の整備状況は、公共下水道については、全体計画面積7,206haのうち処理区域面積5,923ha、認可区域内の整備率は82.2%であり、水洗化率97.2%となっている。

特定環境保全公共下水道については、全体計画面積2,651haのうち処理区域面積1,629ha、認可区域内の整備率は61.4%であり、水洗化率83.3%となっている。

つくば市全体では、平成27年度末現在、下水道普及率82.8%、水洗化率は94.5%に達し、下水道普及率は、茨城県内8番目である。

つくば市汚水処理施設整備構想図を示すと図3-1のとおりとなる。

図 3-1 つくば市汚水処理施設整備構想図



つくば市下水道事業全体として、処理区域内人口及び水洗化人口については、平成 28 年 3 月末時点で処理人口 185,348 人に対し 175,232 人であり、水洗化率 94.5%と高い割合にある。(表 3-3)

表 3-2 つくば市下水道事業全体整備区域面積

全体計画 面積 A	現在処理区域 面積 B	整備率 B/A
9,857ha	7,552ha	76.6%

表 3-3 つくば市下水道事業全体整備区域面積

行政人口	処理人口	普及率	水洗化人口	水洗化率
223,771	185,348	82.8%	175,232	94.5%

表 3-4 公共下水道整備区域面積

建設事業開始 年月日	供用開始 年月日	全体計画 面積 A	現在処理区域 面積 B	整備率 B/A
S48.2.23	S51.7.24	7,206ha	5,923ha	82.2%

処理区域内人口及び水洗化人口については、平成 28 年 3 月末時点で処理人口 150,270 人に対し 146,027 人であり、水洗化率 97.2%と高い割合にある。今後の課題として、水洗化率維持・さらなる向上のため下水道事業 PR 等を行う必要がある。(表 3-5)

表 3-5 平成 27 年度末公共下水道普及率・水洗化率

行政人口	処理人口	普及率	水洗化人口	水洗化率
223,771	150,270	67.2%	146,027	97.2%

表 3-6 特定環境保全公共下水道整備区域面積

建設事業開始 年月日	供用開始 年月日	全体計画 面積 A	現在処理区域 面積 B	整備率 B/A
S52.6.30	S61.6.1	2,651ha	1,629ha	61.4%

処理区域内人口及び水洗化人口については、平成 28 年 3 月末時点で処理人口 35,078 人に対し 29,205 人であり、水洗化率 83.3%と決して高くない割合である。今後の課題として、水洗化率向上のため下水道事業 PR 等、積極的に行う必要がある。(表 3-7)

表 3-7 平成 27 年度末特定環境保全公共下水道普及率・水洗化率

行政人口	処理人口	普及率	水洗化人口	水洗化率
223,771	35,078	15.7%	29,205	83.3%

4 経営の基本方針

全国的に人口減少や少子高齢化が進んでいる中、つくば市でも、直近の情勢では若者の流入等による生産年齢人口の増加はあるものの今後の長期的な展望では少子高齢化等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えているが、河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため効率的に下水道整備を進め、健全な経営に努めていく。

(基本方針)

・清潔で安全なまちづくりや、河川及び湖沼等の汚濁防止のため、下水道事業の着実な進捗を図り、下水道の普及を推進する。

(課題)

- ・公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の共通の課題として、経営の健全化・効率化に関して、一般会計からの繰入金を増やさず、安定した使用料収入の確保が必要となる。
- ・公共下水道事業は、昭和 51 年 7 月より供用開始し、特定環境保全公共下水道事業は、昭和 61 年 6 月より供用開始している。今後は、経過年数や規模等が様々な管きょ施設や設備に対して、中長期的なコストの平準化・抑制と施設・設備の安全性というトレードオフ関係にある要求に対して、費用対効果の最大化を実現するために策定した「長寿命化基本計画」(平成 26 年 8 月)に沿い、また、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化、及び被災した場合の下水道機能のバックアップ体制(減災対策)を併せて進めるための策定中のつくば市下水道総合地震対策計画に沿い事業を進めるとともに、今後はさらにストックマネジメント計画を策定し当該計画に沿った事業へ移行させていく必要がある。

5 整備(新規及び更新を含む)計画

計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間である。計画期間中の投資・財政計画について以下に示す。

(公共下水道事業)

当面 10 年間においては表 5-1 のとおり、平成 29～35 年度にかけて約 11 億円ずつ新たに

整備し、平成35年度での概成を目指していくとともに、毎年度8～14億円ずつ更新事業を実施していく。

表 5-1 下水道整備計画(新設及び更新を含む)

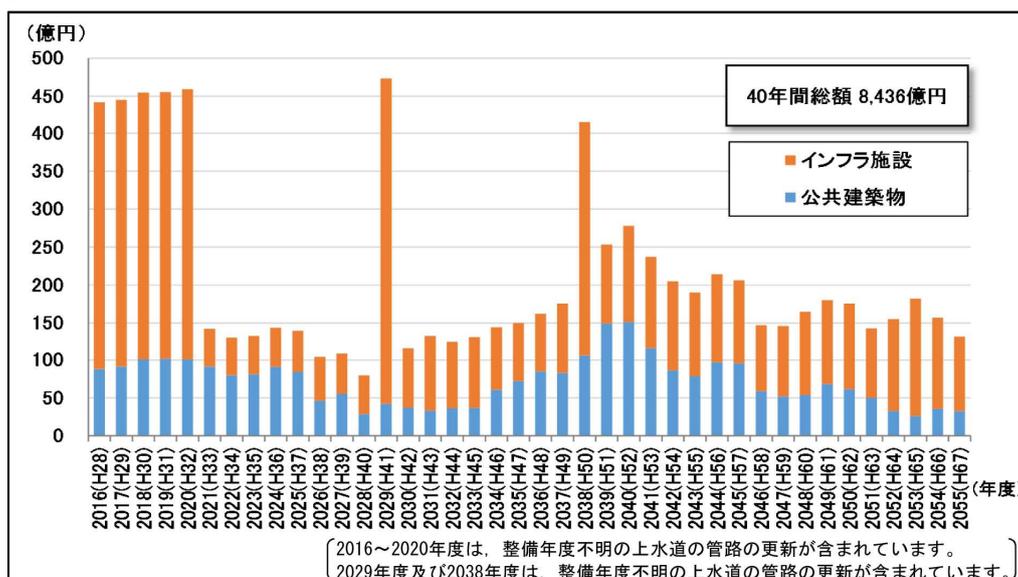
(単位:千円)

H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
1,957,534	2,568,672	2,203,911	2,212,561	2,159,385	2,002,066	2,002,526	950,660	1,042,660	1,134,660

将来の資産更新費用及び時期について表 5-2 つくば市公共施設等総合管理計画における将来費用の簡易シミュレーション結果によれば、今後40年間の合計の更新費用として2,186億円が想定されている。公共下水道事業、特定環境保全公共下水道ともに研究学園地区を合わせると供用開始は昭和51年度であり、長寿命化計画に沿い投資の平準化を図りながら計画的・効率的な資産更新を進めていく。

表 5-2 将来費用の簡易シミュレーション結果

公共施設	今後40年間の更新費用		
	公共建築物	インフラ施設	合計
一般公共建築物	2,732億円	—	2,732億円
インフラ	147億円	5,557億円	5,704億円
道路	—	1,975億円	1,975億円
橋りょう	—	145億円	145億円
上水道施設	47億円	1,351億円	1,398億円
下水道施設	100億円	2,086億円	2,186億円
合計	2,879億円	5,557億円	8,436億円



出典: つくば市公共施設等総合管理計画 平成28年12月 P.13

下水道整備の財源については、表 5-3 のとおり国庫補助金のほか、下水道事業債を充当し、可能な限り有利な財源を確保しながら実施する計画である。

表 5-3 下水道整備(新設及び更新を含む)の財源

(単位:千円)

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国庫補助金	1,195,758	1,501,327	1,318,947	1,323,272	1,296,684	1,218,025	1,218,255	453,330	499,330	545,330
地方債	669,752	975,818	805,360	807,661	807,201	728,541	734,521	447,580	493,580	539,580
その他財源	92,024	91,527	79,604	81,628	55,500	55,500	49,750	49,750	49,750	49,750
計	1,957,534	2,568,672	2,203,911	2,212,561	2,159,385	2,002,066	2,002,526	950,660	1,042,660	1,134,660

(特定環境保全公共下水道事業)

当面 10 年間ににおいては表 5-4 のとおり、平成 29 年度以降毎年約 10 億円ずつ新たに整備を進め、平成 37 年度での工事の概成を目指していくとともに、毎年度約 1 億円ずつ更新事業を実施していく。

表 5-4 下水道整備計画(新設及び更新を含む)

(単位:千円)

H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
1,113,428	1,166,570	1,134,852	1,135,604	1,130,980	1,117,300	1,117,340	1,125,340	1,133,340	141,340

下水道整備の財源内訳については表 5-5 のとおり、国庫補助金のほか下水道事業債を充当し、可能な限り有利な財源を確保しながら実施する計画である。

表 5-5 下水道整備(新設及び更新を含む)の財源

(単位:千円)

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国庫補助金	253,464	280,035	264,176	264,552	262,240	255,400	255,420	259,420	263,420	47,420
地方債	579,288	605,902	591,080	591,280	591,240	584,400	584,920	588,920	592,920	46,920
その他財源	280,676	280,633	279,596	279,772	277,500	277,500	277,000	277,000	277,000	47,000
計	1,113,428	1,166,570	1,134,852	1,135,604	1,130,980	1,117,300	1,117,340	1,125,340	1,133,340	141,340

6 効率化・経営健全化の取組み

(1) 組織及び人材に関する事項

国からは、人口 3 万人以上の都市では平成 32 年度までに地方公営企業法の適用を要請されている。

公営企業法適用になると、担当職員は公営企業職員（全部適用の場合）として、事業の効率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を導入して、経営能力の向上を図っていかねばならない。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるよう定員適正化に取り組んでいく。

(2) 下水道整備(新設及び更新を含む)に関する事項

生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や特定環境保全公共下水道の着実な整備(新設及び更新を含む)を実現していく。

(3) 使用料, その他の収入に関する事項

下水道使用料は、公営企業（特別会計を含む）として独立採算性の原則のもとに決定されることとなっており、事業運営に伴う経費については、雨水にかかる経費は公費で、汚水にかかる経費(汚水処理費)は利用者からの使用料で負担する事とされている。本市の下水道使用料は、平成 18 年の改定以来、現行の使用料で運営している。

(表 6-1)

行政人口は当面は増加傾向にあり、処理区域も年々拡大しているため有収水量は上昇し、それに伴い料金収入も増加傾向にある。(表 6-2)

下水道の使用料金の賦課・徴収にあつては水道事業に事務委任を行い、水道と連携することで徴収率向上を図っており(平成 27 年度収納率 98.9%)、不納欠損処理件数・金額についても減少傾向にある(表 6-3)。住民の転出入が多い状況ではあるが、水道事業と連携した料金徴収・滞納整理などを行うことで収納率の維持・向上に取り組む。

(4) 下水道の啓蒙活動等に関する事項

未接続世帯の接続推進を図るため、戸別訪問、イベント等でのリーフレットの配布などの啓蒙活動や、排水設備設置に際して接続費用を助成することを通じた下水道接続推進による収入の増加および正しい下水道の利用による経費の節減に取り組む。

(公共下水道事業)

表 6-1 下水道使用料(現行:公共下水道区域)

下水道使用料(2か月当たり) ※税抜き

基本	超過分		
	1~40m ³	41~200m ³	200m ³ ~
500円	130円/m ³	140円/m ³	150円/m ³

※料金は税抜き

表 6-2 使用料収入及び使用料単価

	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量(m ³)	21,373,537	21,797,031	21,350,726	21,843,826	21,922,056
使用料収入(千円)	3,316,150	3,392,758	3,364,755	3,499,861	3,515,311

※使用料単価=料金収入/有収水量

表 6-3 下水道使用料不納欠損処理件数・金額(下水道事業全体)

	H23	H24	H25	H26	H27
件数(件)	2,006	1,924	1,958	1,937	1,878
金額(円)	11,936,823	13,610,791	13,904,501	9,656,875	7,926,915

使用料水準を評価する指標として、「使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているか」を表す「経費回収率」があり、この割合は100%以上であることが必要である。

汚水処理費に対する経費回収率を見ると、平成27年度決算で98.4%と類似団体と比較すると高い水準であるが、使用料収入で回収すべき維持管理費等の経費が賄えていない状況にある。(表 6-4)

今後も一層の経費節減と使用料収入の増収を図り、健全な経営に努めて行く必要がある。

表 6-4 汚水処理原価及び経費回収率

	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	3,368,380	3,433,765	3,396,681	3,550,238	3,571,523
汚水処理原価(円/m ³)	157.6	157.5	159.1	162.5	162.9
経費回収率(%)	98.4%	98.8%	99.1%	98.6%	98.4%

※汚水処理費＝維持管理費+資本費のうち汚水処理費相当分 ※汚水処理原価＝汚水処理費/有収水量

※経費回収率＝使用料単価/汚水処理原価

今後、処理区域の拡大に伴い、有収水量及び汚水処理費が増加すると推測される。

また、地方債償還額も増加傾向にあり、平成 29 度にピークの 1,948,811 千円に達するが、以降は減少傾向となる。高い水準となっている経費回収率であるが、現行の使用料では運営が厳しいことも想定され、今後、区域の拡大を図りながら更なる効率的な整備を進めると共に、有収水量の確保に努め、使用料収入の増収を図っていく。

表 6-5 に今後の有収水量・汚水処理費等の推移を示す。

表 6-5 今後の有収水量と汚水処理費等の推移

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量(m ³)	21,998,338	22,544,385	23,090,432	23,499,789	23,909,289	24,318,789	24,728,146	25,001,098	25,274,193	25,547,288
使用料収入(千円)	3,519,734.0	3,607,102.0	3,694,469.0	3,759,966.0	3,825,486.0	3,891,006.0	3,956,503.0	4,000,176.0	4,043,871.0	4,087,566.0
使用料単価(円/m ³)	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0
汚水処理費(千円)	3,609,786	3,631,357	3,621,558	3,609,110	3,606,270	3,560,854	3,557,253	3,575,418	3,618,355	3,663,948
汚水処理原価(円/m ³)	164.1	161.1	156.8	153.6	150.8	146.4	143.9	143.0	143.2	143.4
経費回収率(%)	97.5	99.3	102.0	104.2	106.1	109.3	111.2	111.9	111.8	111.6

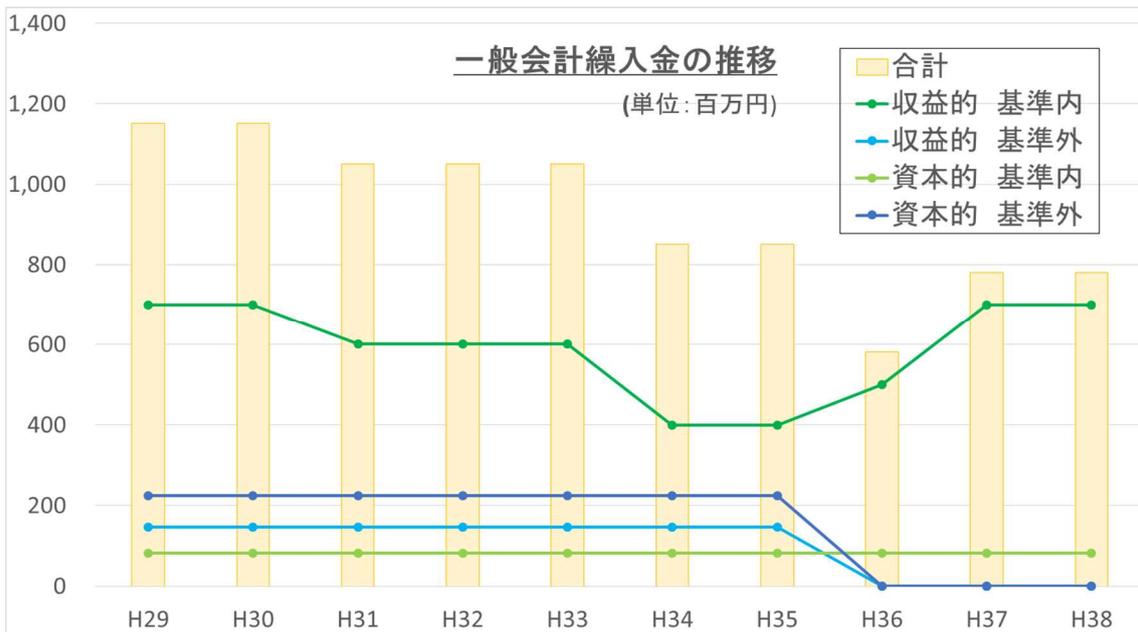
表 6-6 に今後の一般会計繰入金の推移を示す。

一般会計繰入金の今後の見込みとして、下水道の整備事業が概成する平成 36 年度以降は基準外の繰入額が減少する見込みですが、基準内の繰入金大きく減少する予定である。

表 6-6 一般会計繰入金の推移

(単位:百万円)

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
合計	1,151	1,151	1,051	1,051	1,051	851	851	581	781	781
収益的 基準内	700	700	600	600	600	400	400	500	700	700
収益的 基準外	146	146	146	146	146	146	146	0	0	0
資本的 基準内	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
資本的 基準外	224	224	224	224	224	224	224	0	0	0



(特定環境保全公共下水道事業)

表 6-7 下水道使用料(現行・特定環境保全公共下水道区域)

下水道使用料(2か月当たり) ※税抜き

基本	超過分		
	1~40m ³	41~200m ³	200m ³ ~
500円	130円/m ³	140円/m ³	150円/m ³

※料金は税抜き

表 6-8 使用料収入及び使用料単価

	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量(m ³)	1,858,567	1,895,394	1,856,585	1,899,462	1,906,265
使用料収入(千円)	288,361	295,022	292,587	304,336	305,679

※使用料単価＝料金収入/有収水量

公共事業同様に、汚水処理費に対する経費回収率を見ると、平成 27 年度決算で 96.0%と類似団体と比較すると高い水準であるが、使用料収入で回収すべき維持管理費等の経費が賅っていない状況にある。今後、より一層の経費節減と使用料収入の増収を図り、健全な経営に努めて行く必要がある。(表 6-9)

表 6-9 汚水処理原価及び経費回収率

	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	300,612	306,320	304,018	316,448	318,299
汚水処理原価(円/m ³)	161.7	161.6	163.8	166.6	167.0
経費回収率(%)	95.9%	96.3%	96.2%	96.2%	96.0%

※汚水処理費＝維持管理費+資本費のうち汚水処理費相当分 ※汚水処理原価＝汚水処理費/有収水量

※経費回収率＝使用料単価/汚水処理原価

今後も、処理区域の拡大に伴い、有収水量及び汚水処理費が増加すると推測される。

また、地方債償還額も増加傾向にあり、平成 33 年度には 1,050,918 千円に達する予定となっている。経費回収率について、現行の使用料では運営が厳しいことも想定され、今後は計画的に施設の修繕、更新等を進めていきながら、維持管理費の抑制に努めていく。

表 6-10 に今後の有収水量・汚水処理費等の推移を示している。

表 6-10 今後の推移

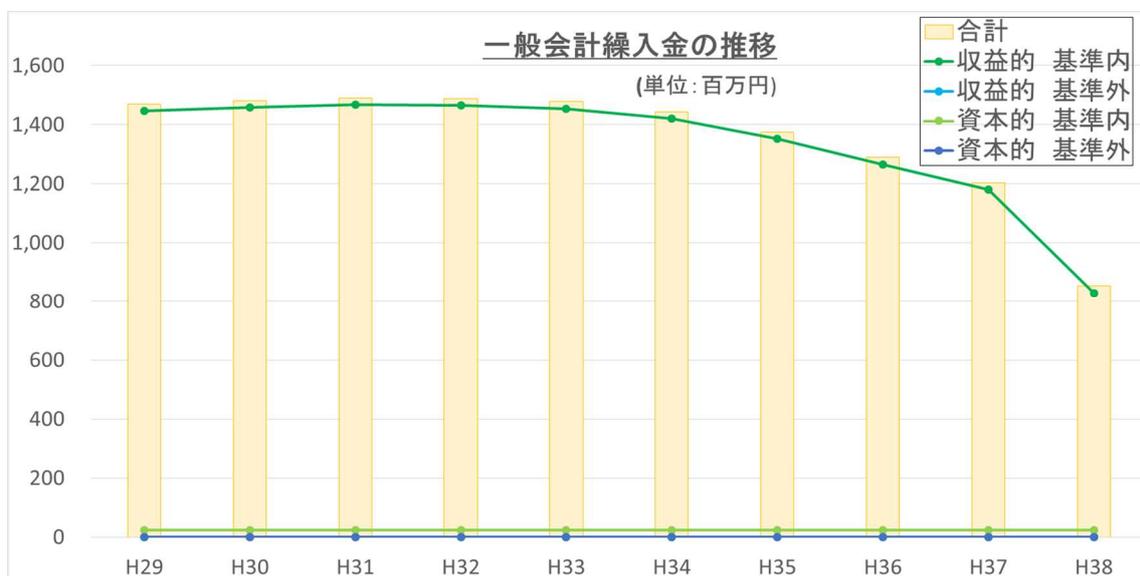
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量(m ³)	1,910,417	1,960,363	2,010,767	2,061,628	2,112,946	2,164,722	2,216,955	2,269,645	2,322,738	2,376,287
使用料収入(千円)	305,667	313,658	321,723	329,860	338,071	346,356	354,713	363,143	371,638	380,206
使用料単価(円/m ³)	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0	160.0
汚水処理費(千円)	325,772	330,109	333,879	335,080	334,687	329,180	316,350	299,501	283,411	265,249
汚水処理原価(円/m ³)	170.5	168.4	166.0	162.5	158.4	152.1	142.7	132.0	122.0	111.6
経費回収率(%)	93.8	95.0	96.4	98.4	101.0	105.2	112.1	121.2	131.1	143.3

表 6-11 に今後の一般会計繰入金の推移を示している。一般会計繰入金の今後の見込みとして、地方債償還金額がピークを迎える平成 33 年度以降に減少傾向となる予定である。

表 6-11 一般会計繰入金の推移

(単位:百万円)

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
合計	1,468	1,480	1,490	1,487	1,477	1,443	1,375	1,288	1,203	853
収益的 基準内	1,445	1,457	1,467	1,464	1,454	1,420	1,352	1,265	1,180	830
収益的 基準外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 基準内	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
資本的 基準外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(5) 公営企業の経営に関する事項

平成 26 年 8 月に総務省から、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示された。

このロードマップにおいて、平成 32 年 4 月に法制化を検討するため、平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取組み期間とし、人口 3 万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされている。平成 27 年 1 月には、「公営企業会計の適用」について、総務省より要請があった。

本市下水道事業としても事業の経営状況の把握及び市民への説明責任が明確になることから、平成 32 年 4 月までに地方公営企業法の適用を行うべく準備を進める。

また、施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、下水道を取り巻く環境は厳しくなっている。その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくために、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできる「アセットマネジメ

ント」導入に向け取り組んでいく。

アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めて行く為のツールであり導入することによって、組織的な事業運営を進める。

導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を進めて行く事が不可欠である。

(6) 経費削減に関する事項

ポンプ場等における光熱水費、下水道施設の機能を維持するための修繕費などの維持管理費は、下水道事業には欠かせないものである。本市の下水道事業において、数多くのポンプ場やマンホールポンプを有していることや有収水量の増加や施設の老朽化に伴い、維持管理費は年々増額の傾向にあるが、下水道事業の効率化を図るためにも、総合的な管理運営に努める。

(7) 情報公開に関する事項

情報公開に関しては、これまでも市の広報誌やホームページを活用して、下水道利用者へ適宜情報を提供してきた。今後も、提供する情報とその内容を充実させ、内容の見直しや事後検証に取り組んでいく。

(8) その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできたが、平成 28 年 12 月、「つくば市下水道事業業務継続計画（地震編）」（下水道 BCP）を策定し被災時においても下水道事業に特化した業務を継続させるために必要な手順をきめ細かく定めた。

今後も一般行政部局や下水道業務に携わる民間企業、他事業体とも連携していくほか、被災した場合の下水道機能のバックアップ体制（減災対策）を進めるため、策定中のつくば市下水道総合地震対策計画に沿って取り組んでいく。

つくば市公共下水道事業経営戦略

つくば市上下水道部下水道管理課

平成29年2月